



ハンディキャブ運転ボランティアを募集しています！

ハンディキャブ貸出事業において、運転者を確保することが難しい方に対して、運転ボランティアをご紹介します。本会では、運転ボランティアとして活動してくださる方を募集しております。

活動内容

自動車の運転とリフト操作（利用者の介助は付き添いの方が行います）

運行範囲

利用者の希望する場所（主に区内近隣の病院など）

活動時間

利用者の希望する日時
(年未年始、車両整備日などを除く午前9時～午後5時)

対象

21歳以上70歳未満の普通自動車免許（AT可）をお持ちの方



- ◎ボランティア登録とリフト操作などの説明（1時間程度）を行います。
- ◎自動車保険やJAFに加入しています。
- ◎1回の活動につき、活動経費として500円を支給します。

スロープ付きハンディキャブ（2号車）貸出終了のお知らせ
車両の老朽化等に伴い、スロープ付きハンディキャブ（2号車）の貸出を終了いたします。長らくご利用いただき、ありがとうございました。
なお、リフト付きハンディキャブ（1号車）の貸出は継続しますが、
今後は1台体制となりますのでご承知おきください。



重要

令和7年度利用登録者の皆様へ、令和8年度利用登録書を同封しております。
引き続き登録をご希望される場合には、**3/10(火)**までに、ご返送
をお願いいたします。

ご利用される皆様へのお願い



- 利用後、1号車の車いす固定装置のふたを、右図のように必ず閉めていただくようお願いいたします。

1号車ご利用後、車いす固定装置のふたが開いたままになっていることが度々あります。開いたままの状態では、車いす等がぶつかると、固定装置の破損につながる恐れがあります。また、電動車いすは重量過多によりリフトは使用できません。

- 車が損傷した場合や社内に忘れ物を見つけた場合などは、速やかに在宅福祉部推進課までご連絡してください。また、運転前と運転後の車輛の点検及び簡単な清掃をお願いいたします。



- 運転前のアルコール検査をお願いいたします。
 - 燃料費は、お釣りのないようにご準備ください。
 - 「ハンディキャブ利用ガイドブック」は、昨年度登録時に配布したものをご使用ください。紛失等で再発行をご希望される場合は、下記までご連絡ください。
- ◎ハンディキャブは、多くの方がご利用されています。皆様が気持ちよく利用できるよう、ルールを守って、大切にご利用ください。

【編集・発行】(令和8年2月発行)

中央区社会福祉協議会 在宅福祉部 推進課

〒104-0032 中央区八丁堀 4-1-5

TEL : 03-3206-0603 / FAX : 03-3523-6386

Mail : zaitaku@shakyo-chuo-city.jp

